

風景デザイン研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「風景デザイン研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、絶え間ない実践の中で美しい風景を創ることを理念としながら、九州及び周辺地域を主たるフィールドとして、地域の美しい風景の維持・育成・復元を推進するための諸活動を行うことを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。入会及び退会、会員特典については別途定める。

正会員	本会の目的に賛同する個人
学生会員	本会の目的に賛同する学生
名誉会員	本会の目的事業に関して学識経験のある者
ネットワーク会員	本会の目的に賛同し賛助する個人
賛助会員	本会の目的事業を賛助する法人
協賛会員	本会の目的事業に協賛する団体等

第3章 会費

(会費)

第4条 会員は別途定める会費を納入しなければならない。

2 .納入した会費は理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び報酬)

第5条 本会には次に示す役員をおく。また役員は無報酬とする。

会 長	1名
副会長	1名
幹 事	10名程度
監 事	2名

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は総会の議決によって選出される。

- 2 .会長及び副会長の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、それぞれについては、再任はこれを妨げない。
- 3 .会長及び副会長の改選は2年毎に行う。
- 4 .会長は本会を代表してその会務を総括する。
- 5 .副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

(幹事)

- 第7条 幹事は会長の推薦により総会の議決を経て正会員の中から選出する。
- 2 .幹事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任はこれを妨げない。
 - 3 .幹事の改選は2年毎に行う。
 - 4 .幹事は、会長・副会長のもと、会務執行のために必要な事項を検討する。

(監事)

- 第8条 監事は会長の推薦により総会の議決を経て選出する。
- 2 .監事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 .監事の改選は2年毎に行う。
 - 4 .監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する。
 - 5 .監事からは会費を徴収しない。

第5章 フェロー

(フェロー)

- 第9条 フェローは会長の推薦により総会の議決を経て選出する。
- 2 .フェローの任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 .フェローの改選は2年毎に行う。
 - 4 .フェローは、会長・副会長からの諮問に対して助言する。
 - 5 .フェローは5名程度とし、無報酬とする。
 - 6 .フェローからは会費を徴収しない。

第6章 会議

(総会)

- 第10条 総会は正会員により構成され、次の事項を議決する。
- 事業計画及び事業報告の承認
 - 予算、決算の承認
 - 会長、副会長の選出
 - 幹事及び監事の承認
 - 規約の変更に関する事項
 - その他必要と認められた事項
- 2 .通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認められたときに会長が召集する。
 - 3 .総会の議長は総会において正会員の中から選出する。
 - 4 .総会は出席した正会員によって構成する。
 - 5 .総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は会長、副会長、および幹事によって構成され、本会の基本方針の策定および運営に必要な事項を審議する。
- 2 .幹事会は、会長または幹事の三分の一以上が必要と認められたときに開くことができる。
 - 3 .幹事会の議長は会長が選任する。
 - 4 .幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席者を必要とする。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
 - 5 .幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
 - 6 .幹事会もしくは幹事会の命を受けた事務局は、総会において、本会の運営報告、活動報

告及び会計報告を行わなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第12条 本会は、事務局を、福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学5号館別館3階 工学部社会デザイン工学科 景観まちづくり研究室に置く。

2 .事務局は幹事会の定める総務・事務作業を行う。

第8章 その他

(経費および会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 .本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

3 .本会の会計処理は事務局がこれにあたり幹事会に報告する。

4 .会長は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければいけない。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決によらなければいけない。

(付 則) 本規約は、2006年度設立総会で議決された日から施行する。

(改定履歴)

平成19年 6月22日：第6章事務局：九州大学の移転に伴い、事務局住所を変更。

平成23年 6月10日：第4章役員：監事の選出方法について変更。

：第5章会議：会長、副会長の選出方法に関する表現を変更。

：総会における報告者について変更。

：第6章事務局：事務局の移転に伴い、事務局住所を変更。

平成25年 2月21日：第2章会員：名誉会員、ネットワーク会員を追加。

平成25年 6月14日：第2章会員：会員種別の増加に伴い、各会員種別における特典を別途内規で定義することについて変更。

平成27年 6月27日：第6章事務局：事務局の移転に伴い、事務局住所を変更。

平成29年 7月 2日：第4章役員：幹事の規定人数の表現を変更。

：フェローを追加。

平成30年 5月18日：第4章役員：監事の会費に関する事項を追記、フェローを削除。

第5章フェロー：フェローを役員ではない独立した役職に変更。

第6章以降：上記に伴う章番号の変更。

風景デザイン研究会内規

第1条 会員特典に関する事項

(1) 会員種別毎の特典については、次の通りとする。

種別	定義	特典① ※1	特典② ※2	特典③ ※3
正会員	本会の目的に賛同する個人 ・大学関係者、民間、行政、市民団体等	有	有	有
学生会員	本会の目的に賛同する学生	有	有	無
名誉会員	本会の目的事業に関して学識経験のある者 ・本会の活動を応援し、本会の社会的周知と信頼を高めてくださる方 ・風景 DWS やサロン講師、県知事、市町村長、九州地方整備局長等、本会の目的とする事業において功績を挙げた方もしくは著名な方	有	有	有
ネットワーク会員	本会の目的に賛同し賛助する個人 ・本会からの情報発信の対象となるとともに、本会会員に対して情報を発信してくださる方 ・将来的に正会員が見込まれる方が望ましい	有	無	無
賛助会員	本会の目的事業を賛助する法人 ・民間企業等	有 (代表者のみ)	有 (社員全員)	有 (社員全員)
協賛会員	本会の目的事業に協賛する団体等 ・社団法人、財団法人、研究所、学会等	無	無	無

※1 特典①：ML 配信、ML を用いた会員間での情報発信

※2 特典②：イベント先行申込（1 週間）、イベント参加費割引

※3 特典③：テーマ型研究会への参加（平成 25 年度から創設）

第2条 入会・退会に関する事項

(1) 会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。

なお学生会員については、本人より退会の申し出がある場合を除き、正会員へ自動的に移行する。

(2) 会員は、次の理由によりその資格を失う。

[全会員種別に関する理由]

- 1 .本人が書面によって退会を申し出たとき
- 2 .本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき

[正会員・学生会員・名誉会員・ネットワーク会員に関する理由]

- 3 .本人が死亡したとき

[正会員・学生会員に関する理由]

- 4 .1 年以上会費を滞納したとき

(3) 会費滞納に伴う資格喪失会員は、退会の申し出がある場合を除きネットワーク会員と見なし、その後も情報発信の対象として取扱う。

第3条 会員の会費

(1) 本会の会費については、次の通りとする。

- 1 .正会員 年額 5,000 円
- 2 .学生会員 年額 1,000 円
- 3 .賛助会員 年額 50,000 円（1 口以上）
- 4 .名誉会員、ネットワーク会員、協賛会員については、会費を徴収しない